

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給範囲)

第2条 この規程による退職手当は、職員のうち、常時勤務に服することを要する者（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第3条の規定にする職員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は就業規則その他法人の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12箇月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第7条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第9条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者。

(退職手当の支払)

第4条 退職手当は、職員(死亡による退職の場合にはその遺族)の申出により、小切手の振出し又は口座振替の方法により支払うことができる。

2 第6条及び第17条の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第21条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当からの控除)

第5条 退職手当を支給する際、その退職手当から一般財団法人神奈川厚生福利振興会の住宅建設資金貸付金及び物資購入代金立替金に係る償還金の額に相当する金額を控除することができる。

第2章 一般の退職手当

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 退職した者に対する退職手当の基本額は、次条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額に定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由により、この給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第23条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第17条第1号若しくは第3号の規定により退職した者（就業規則第20条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの
- (4) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長の承認を得たもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第9条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第17条第1号若しくは第3号の規定により退職した者（就業規則第20条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 就業規則第22条第1項第7号の規定による解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 組織の改廃、事業所の移転等の場合において理事長が定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者
- (4) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で理事長の承認を得たもの

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の機関については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第10条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規則の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第20条第1項に規定する特定団体職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第23条第1項若しくは第25条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第21条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととされたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、特定団体職員となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第20条第1項に規定する期間通算団体職員としての引き続いた在職期間
- (3) 第20条第2項に規定する期間通算団体職員又は特定団体職員としての引き続いた在職期間
- (4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が求める期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第11条 第9条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年退職日(就業規則第17条第1号に規定する定年退職日をいう。)から6月前までに退職したもの(定年に達した日後に退職した者を除く。)で、その勤務期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日にお

いて定められているその者に係る定年から15年（就業規則第19条第1項第1号に係る職員にあっては10年）減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者にかかる定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第10条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第10条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額。

（勸奨の要件）

第12条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第13条 第7条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第14条 第10条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第10条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第11条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規

定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 13 条	第 7 条から第 9 条まで	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 9 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 9 条の
第 14 条	第 10 条第 1 項の	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条第 1 項
	同項第 2 号イ	第 11 条の規定により読み替えて適用する同項第 2 号イ
	同項の	第 11 条の規定により読み替えて適用する同項の
第 14 条第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 14 条第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	第 10 条第 1 項第 2 号イ	第 11 条の規定により読み替えて適用する第 10 条第 1 項第 2 号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 11 条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 16 条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 10 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第 16 条に規定する休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、就業規則第 47 条第 1 項第 2 号の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 7 万 400 円
- (2) 第 2 号区分 6 万 5,000 円
- (3) 第 3 号区分 5 万 9,550 円
- (4) 第 4 号区分 5 万 4,150 円
- (5) 第 5 号区分 4 万 3,350 円
- (6) 第 6 号区分 3 万 2,500 円
- (7) 第 7 号区分 2 万 7,100 円
- (8) 第 8 号区分 2 万 1,700 円
- (9) 第 9 号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第 10 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が 0 のもの 0
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第9条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第6条、第9条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、公立大大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程の規定による給料表の適用を受ける職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が定める額とする。

(勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（労働組合の業務に専ら従事するための休職又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を、公立大大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の高齢者部分休業に関する規程第3条の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月が1以上あつたときは、理事長が別に定めるところにより計算した月数の2分の1に相当する月数を、それぞれ前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第7条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は第9条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合においては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(勤続期間の計算の特例)

第19条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月をこえた期間勤務した者 その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(他団体職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第20条 職員が、理事長の要請に応じ、引き続いて理事長が認める団体（以下「特定団体」という。）で、退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程又は退職手当の支給基準において、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定するもの。）の職員が、理事長の要請に応じて当該団体に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定団体職員」という。）となるため退職をし、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定団体に使用される者となった場合に、一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を当該特定団体としての在職期間に通算することと定めているもの（以下「期間通算団体」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要さない者を除く。以下「期間通算団体職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き期間通算団体職員として在職した後、引き続いて職員となった者の第18条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

2 期間通算団体職員が、理事長の依頼に基づき任命権者又は理事長の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は特定団体との計画的人事交流その他の理由によりこれに準ずるものとして理事長が認めた場合におけるその者の職員としての在職期間には、その者の期間通算団体職員又は特定団体職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職等により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

3 前2項の場合における在職期間の計算については、第18条の規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて期間通算団体職員となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて期間通算団体職員となった場合においては、理事長が別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第21条 職員の退職が労働基準法（昭和22年4月法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第4章 退職手当の支給制限等

(定義)

第22条 この章において「懲戒解雇等」とは、就業規則第46条に該当し、同規則第47条第1項第1号の規定による懲戒解雇その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせることをいう。

(懲戒解雇された場合等の退職手当の支給制限)

第23条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 懲戒解雇等により退職をした者

(2) 就業規則第22条第2項各号の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による支給制限を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支給制限を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該支給制限を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支給制限の内容を法人の定める公告の方法をもって通知に代えることができる。この場合においては、その公告した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該支給制限を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止めるものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止めることができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払の差し止め（以下「支払差止」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止を行った場合で、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止を受けた者について、当該支払差止の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による支給制限を受けることなく、当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止を行った場合で、当該支払差止を受けた者が次条第2項の規定による支給制限を受けることなく当該支払差止を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止について準用する。
(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し就業規則第46条に該当し、同規則第47条第1項第1号の規定による懲戒解雇（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇」という。）を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第23条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による支給制限を行おうとするときは、当該支給制限を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第3章第2節及び第39条の規定の例による。

5 第23条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による支給制限について準用する。

6 支払差止に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととしたときは、当該支払差止は、取り消されたものとみなす。
(退職をした者の退職手当の返納)

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き

続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による返納は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による返納を行おうとするときは、当該返納を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第39条の規定の例による。

5 第23条第2項の規定は、第1項の規定による返納について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第27条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第23条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずることができる。

2 第23条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による返納について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第39条の規定の例による。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第28条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第26条第1項又は前条第1項の規定による返納を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第26条第5項又は前条第3項における神奈川県行政手続条例第15条第1項の規定の例による通知を受けた場合において、第26条第1項又は前条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したとき（次項から第5項まで

に規定する場合を除く。)は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第24条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第26条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けた場合において、第26条第1項の規定による返納を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。
- 6 前各項の規定に基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による納付すべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第23条第2項並びに第26条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による納付について準用する。
- 8 前項において準用する第30条第3項の規定による意見の聴取については、神奈川県行政手続条例第3章第2節及び第39条の規定の例による。

第4章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第29条 職員が退職した場合(第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(この規程の実施に関し必要な事項)

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者又は理事長がこれに準ずると認める者(以下「承継職員等」という。)の第18条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、同法第61条の規定により、その職員としての引き続いた在職期間を法人の職員としての在職期間とみなして取扱うものとする。
- 3 承継職員等が退職した場合で、退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で理事長が別に定めるものを除く。)によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第17条第2項に規定する、公立大大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の給与に関する規程による給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 4 承継職員等が退職する場合において、その者が平成18年4月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、基準日前日に適用されていた職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号)の規定の例により計算した額(当該勤続期間が42年8月以上44年6月未満の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年8月未満の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び36年7月以上42年8月未満の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、この規程の第6条から第11条まで及び第13条から第17条までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 5 承継職員等のうち、第20条の規定により第10条第2項第2号から第4号までの規定に規定する期間が第18条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、

基準日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として理事長が別に定める額」とする。

6 承継職員等のうち、基礎在職期間の初日が基準日前である者に対する第10条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

7 承継職員等のうち、第16条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

8 承継職員等のうち、法人職員としての期間を職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）に規定する職員としての期間とみなしたときに同条例第10条の規定に基づき計算された額が、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により給付される額を超える場合は、その超えた額をこの規程に規定する退職手当として支給するものとする。

9 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（附則第9項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、次の各号に基づき計算して得た額とする。

(1) 就業規則第19条第1項第1号に係る職員

第7条から第11条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第9項」とする。

(2) 就業規則第19条第1項第2号に係る職員

第7条から第11条まで及び附則第14項から第23項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第9項」とする。

10 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（附則第10項の規定に該当する者を除く。）で第7条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、次の各号に基づき計算して得た額とする。

(1) 就業規則第19条第1項第1号に係る職員

第7条第1項又は第10条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

(2) 就業規則第19条第1項第2号に係る職員

第7条第1項又は第10条並びに附則第18項及び第19項の規定により計算した額に前項に定める

割合を乗じて得た額とする。

- 11 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（附則第12項の規定に該当する者を除く。）で第9条または附則第16項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

（退職手当の基本額の算定方法の特例）

- 12 第7条、第8条第3項、第9条第3項、第18条第5項及び附則第10項の規定の適用については、当分の間、第7条第1項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上」とあるのは「15年を超え」とし、同項第4号中「21年以上」とあるのは「20年を超え」とし、同項第5号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第6号中「31年以上の」とあるのは「30年を超える」とし、同条第2項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上19年以下」とあるのは「15年を超え20年未満」とし、第8条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「16年以上24年以下」とあるのは「15年を超え25年未満」とし、第9条第3項第2号中「11年以上」とあるのは「10年を超え」とし、同項第3号中「26年以上」とあるのは「25年を超え」とし、同項第4号中「35年以上の」とあるのは「34年を超える」とし、附則第10項中「36年以上42年以下」とあるのは「35年を超え42年11月未満」とする。

（その他の経過措置）

- 13 当分の間、42年11月以上勤続して退職した者で第7条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第9条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第8項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 14 当分の間、第7条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

- 15 当分の間、第8条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「第9条又は附則第15項」とする。

- 16 当分の間、第9条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

この場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「又は第9条」とあるのは、「第9条又は附則第16項」とする。

- 17 前3項の規定は、就業規則第19条第1項第1号に係る職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 18 給与規程附則第15項による職員の給料月額の変定（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、退職した者（就業規則第 19 条第 1 項第 1 号に係る職員を除く。）の基礎在職期間（給料月額 7 割措置により減額された日（以下「7 割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が 7 割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7 割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7 割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第 7 条から第 9 条まで（附則第 15 項及び第 16 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第 10 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第 7 条から第 9 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7 割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 ア その者が 7 割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び 7 割措置前給料月額を基礎として、第 7 条から第 9 条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の 7 割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 ア その者に対する退職手当の基本額が第 7 条から第 9 条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

20 当分の間、第 9 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者に対する第 11 条及び第 15 条の規定の適用については、第 11 条中「定年退職日（就業規則第 17 条第 1 号に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「附則第 20 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の 3 月 31 日」と、「（定年」とあるのは「（当該年齢」と、「15 年」とあるのは「10 年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第 9 条第 1 項の項、第 10 条第 1 項第 1 号の項及び第 10 条第 1 項第 2 号の項並びに第 15 条の表第 13 条の項、第 14 条の項及び第 14 条第 1 号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

就業規則第 19 条第 1 項第 2 号に係る職員	60 歳
就業規則第 19 条第 1 項第 1 号に係る職員	65 歳

21 当分の間、第 9 条第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者（前項の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第 11 条の規定の適用については、同条中「6 月」とあるのは「0 月」とする。

22 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者であって附則第 20 項の表の左欄に掲げる

者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第 11 条及び第 15 条の規定の適用については、第 11 条中「15 年」とあるのは「10 年」と、同条の表第 9 条第 1 項の項、第 10 条第 1 項第 1 号の項及び第 10 条第 1 項第 2 号の項並びに第 15 条の表第 13 条の項、第 14 条第 1 号の項及び第 14 条第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは「附則第 20 項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に 100 分の 2 を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第 20 項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第 11 条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる者であつて附則第 20 項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第 11 条及び第 15 条の規定の適用については、第 11 条中「15 年」とあるのは「10 年」と、「前条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項並びに附則第 19 項」と、同条の表第 9 条第 1 項の項、第 10 条第 1 項第 1 号の項及び第 10 条第 1 項第 2 号の項並びに第 15 条の表第 13 条の項、第 14 条第 1 号の項及び第 14 条第 2 号の項中「100 分の 2」とあるのは「100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第 11 条の表中

「

第 10 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
-------------------	---------	---

」

とあるのは

「

第 10 条第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、
-------------------	---------	---

		前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第19項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第19項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第19項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

附則第 19 項第 3 号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
---------------	-----------	--

」

とするほか、附則第 20 項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 附則第 19 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 附則第 19 項第 2 号イに掲げる割合が 60 以上の場合特別特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 附則第 19 項第 2 号アに掲げる割合が 60 以上の場合（前号に該当する場合を除く。）特別特定減額前給料月額に附則第 19 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び 7 割措置前給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- (3) 附則第 19 項第 2 号アに掲げる割合が 60 未満の場合特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7 割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

25 附則第 19 項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第 5 条の 3 に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規程	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第 24 項	附則第 19 項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第 19 項の
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第 19 項
附則第 24 項第 1 号	附則第 19 項第 2 号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第 19 項第 2 号イ
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び

		特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第24項第2号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	附則第19項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第19項第2号イ
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該前項の規定により読み替

		えて適用する同号イに掲げる割合
附則第 24 項第 3 号	特別特定減額前給料月額に 同号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ
	7 割措置前給料月額	7 割措置前給料月額及び 7 割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	から同号イ	から同項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職

		の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
--	--	---

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 再雇用職員附則第2条第4項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の公立大学法人神奈川県立保健福祉大学職員の退職手当に関する規程第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「再雇用職員就業規則附則第2条第4項の規定により採用される職員を除く。以下「職員」という。)」とする。
- 3 第22条に定義する懲戒解雇等を受けた場合の退職手当の支給制限、退職手当の返納及び退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、なお従前の例による。